業績データ

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

単体ベースのソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払能力の充実の状況

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区分（単体ベース）		2024 年度	2025 年度	増減
Tier1 適格資本の額(B)－(C)	(A)	－	13,776	－
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	19,186	－
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額		－	42,303	－
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額		－	△ 23,116	－
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	5,410	－
Tier2 適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	－	1,102	－
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	1,102	－
Tier2 資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額		－	1,102	－
Tier2 適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額(A)+(D)	①	－	14,878	－
生命保険リスクの額	(a)	－	－	－
損害保険リスクの額	(b)	－	4,859	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	996	－
市場リスクの額	(d)	－	2,103	－
信用リスクの額	(e)	－	740	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	937	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	2,288	－
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)	(i)	－	7,349	－
所要資本の税効果の額	(j)	－	－	－
所要資本の額（税効果考慮後）(i)－(j)	②	－	7,349	－
ソルベンシー・マージン比率　①／②		－	202.4%	－

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率とは

〇ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

〇2026 年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率}(\%) = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

当社は子会社等を有していないため、本比率を単体ベースで算出しています。

直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円）

要約（単体ベース）			
項目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額(A)	ー	14,878	ー
所要資本の額(B)	ー	7,349	ー
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	ー	202.4%	ー

直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成（単体ベース）		
項目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額（(B)－(C)） (A)	－	13,776
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	19,186
算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	42,303
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	△ 23,116
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	△ 66,228
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	－	42,303
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	－
その他の拠出金等の額	－	－
経済価値ベースの調整額	－	807
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	5,410
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	4,374
繰延税金資産の額	－	1,036
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	－	－
自己のTier1資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)） (D)	－	1,102
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	1,102
Tier2資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済みTier2資本調達手段の額	－	－
払込未済のTier2資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	1,102
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	－	－
Tier2バスケット（上限適用後）の額	－	1,102
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	－	－
自己のTier2資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	－	14,878

直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
生命保険リスクの額 (A)	―	―
死亡リスクの額	―	―
長寿リスクの額	―	―
罹患及び障害リスクの額	―	―
解約及び失効リスクの額	―	―
経費リスクの額	―	―
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
損害保険リスクの額 (B)	―	4,859
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	―	―
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	―	4,859
財物保険類似の商品に係るリスクの額	―	―
その他保険に係るリスクの額	―	―
巨大災害リスクの額 (C)	―	996
巨大自然災害リスクの額	―	899
日本における地震に係るリスクの額	―	―
日本における風水災に係るリスクの額	―	899
日本における雪災に係るリスクの額	―	―
外国における巨大自然災害リスクの額	―	―
その他の額	―	―
その他の巨大災害に係るリスクの額	―	428
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
市場リスクの額 (D)	―	2,103
金利リスクの額	―	10
スプレッドリスク(上昇)の額	―	29
株式リスクの額	―	―
不動産リスクの額	―	20
為替リスクの額	―	―
資産集中リスクの額	―	2,102
マネジメント・アクションの効果の額	―	―
信用リスクの額 (E)	―	740
オペレーショナル・リスクの額 (F)	―	937
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	―	―

分散効果の額（H）	―	2,288
所要資本の額（税効果考慮前）((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)）（I）	―	7,349
所要資本の税効果の額（J）	―	―
所要資本の額（税効果考慮後）((I)－(J))	―	7,349

(注)所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
資産の部				
総資産	55,198	85	△ 714	54,569
現金及び預貯金	8,783	―	―	8,783
コールローン	―	―	―	―
買現先勘定	―	―	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―	―	―
買入金銭債権	29,965	―	―	29,965
商品有価証券	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―
有価証券	―	―	―	―
国債	―	―	―	―
地方債	―	―	―	―
社債	―	―	―	―
株式	―	―	―	―
外国証券	―	―	―	―
その他の証券	―	―	―	―
貸付金	―	―	―	―
有形固定資産	157	―	―	157
土地	―	―	―	―
建物	82	―	―	82
リース資産	―	―	―	―
建設仮勘定	―	―	―	―
その他の有形固定資産	75	―	―	75
無形固定資産	4,374	―	―	4,374
ソフトウェア	4,374	―	―	4,374
のれん	―	―	―	―
リース資産	―	―	―	―
その他の無形固定資産	0	―	―	0
前払年金費用	―	―	―	―
繰延税金資産	1,750	―	△ 713	1,036
再評価に係る繰延税金資産	―	―		―

貸倒引当金	△ 4	―	―	△ 4
投資損失引当金	―	―	―	―
その他資産	10,172	―	―	10,172
特別勘定等の資産	―	―	―	―
再保険回収額		85	△0	84
負債の部				
総負債	37,906	△ 1,002	△ 1,522	35,382
保険負債(保険契約準備金)合計	31,261	1,516	△ 1,522	31,256
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				―
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	30,180			31,012
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				244
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	1,081	△ 1,081	―	―
非保険負債合計	6,644	△ 2,518	―	4,125
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	―	―	―	―
その他の準備金	728	―	―	728
短期社債	―	―	―	―
社債	―	―	―	―
新株予約権付社債	―	―	―	―
退職給付引当金	555	―	―	555
役員退職慰労引当金	―	―	―	―
その他の引当金	199	―	―	199
価格変動準備金	5	△ 5	―	―
金融商品取引責任準備金	―	―	―	―
繰延税金負債	―	―	―	―
再評価に係る繰延税金負債	―	―		―
未払法人税等	9	―	―	9
その他負債	5,145	△ 2,512	―	2,632
純資産の部				

純資産	17,291	1,087	ー	19,186
基金等合計又は株主資本合計	17,291	1,087	ー	18,379
基金又は資本金	42,303	ー	ー	42,303
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	ー	ー	ー	ー
基金償却積立金	ー	ー	ー	ー
再評価積立金	ー	ー	ー	ー
基金償却積立金減少差益	ー	ー	ー	ー
資本剰余金	42,303	ー	ー	42,303
剰余金又は利益剰余金	△ 67,315	ー	ー	△ 67,315
規制上の準備金		1,087	ー	1,087
(−)自己株式	ー	ー	ー	ー
自己株式申込証拠金	ー	ー	ー	ー
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	ー	ー	ー	ー
その他有価証券評価差額金	ー	ー	ー	ー
繰延ヘッジ損益	ー	ー	ー	ー
土地再評価差額金	ー	ー	ー	ー
為替換算調整勘定	ー	ー	ー	ー
退職給付に係る調整累計額	ー	ー	ー	ー
株式引受権	ー	ー	ー	ー
新株予約権	ー	ー	ー	ー
その他	ー	ー	ー	ー
経済価値ベースの調整額				807

(1)根拠法令
経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第 74 号および令和7年金融庁告示第 75 号に準拠して作成しています。

(2)継続企業の前提に関する事項
該当事項はありません。

(3)経済価値ベースのバランスシートの作成方針
ア. 資産の評価方法
①当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。
Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等
当社は、金融商品等の額について、財務会計と同様に、時価で評価しています。
Ⅱ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額
再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。
なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。
また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しています。
Ⅲ. 繰延税金資産
繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しています。

②当社は、資産の評価において、プロポーショナリティ原則の適用はありません。
③当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。
④当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用していません。

イ. 負債の評価方法
① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。
Ⅰ. 経済価値ベースの保険負債
基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。
ⅰ. 認識
当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。
ⅱ. 将来キャッシュ・フローの見積り
a. 契約の境界線
現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。
b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提
将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、事業費率、支払備金に関する前提は、直近の実績を反映しています。
損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、直近の実績を反映しています。損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。
ⅲ. 割引率
割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、全ての保険契約を一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	1年	2年	3年	5年	10 年
日本円	一般バケット	1.210%	1.447%	1.576%	1.889%	2.490%

ⅳ. MOCE
MOCE はランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ. 負債の部に計上される金融商品等
該当事項はありません。

② 当社は、負債の評価において、プロポーショナリティ原則の適用はありません。
③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。
④ 当社は、負債の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用していません。

ウ. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(4)経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(5)経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
ア. 会計上の見積りに関する事項
[1] 経済価値ベースの保険負債
① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 31,256 百万円
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ⅰ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
注記(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
ⅱ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及び MOCE が著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
a. 損害率、事業費率及び支払備金に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
b. 割引率に関する前提

イ. 会計上の見積りの変更
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(6)特別勘定等の資産
「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額(保険業法第 118 条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額)はありません。

(7)重要な後発事象
該当事項はありません。

有価証券の経済価値評価額に関する事項

該当事項はありません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCE の額を除く）
保険負債	30,180	85	△ 1,058	△ 708	2,512	31,012
生命保険契約等	―	―	―	―	―	―
個人保険	―	―	―	―	―	―
個人年金	―	―	―	―	―	―
団体保険	―	―	―	―	―	―
団体年金	―	―	―	―	―	―
上記以外	―	―	―	―	―	―
損害保険契約等	30,180	85	△ 1,058	△ 708	2,512	31,012
未経過責任に係る保険負債	15,559	33	△ 2,293	△ 287	2,512	15,525
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	15,559	33	△ 2,293	△ 287	2,512	15,525
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
その他保険	―	―	―	―	―	―
既経過責任に係る保険負債	14,621	51	1,235	△ 421	―	15,486
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	14,621	51	1,235	△ 421	―	15,486
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
その他保険	―	―	―	―	―	―
再保険回収額	―	85	△0	△0	―	84
生命保険契約等	―	―	―	―	―	―
個人保険	―	―	―	―	―	―
個人年金	―	―	―	―	―	―
団体保険	―	―	―	―	―	―
団体年金	―	―	―	―	―	―
上記以外	―	―	―	―	―	―

損害保険契約等	―	85	△0	△0	―	84
未経過責任に係る保険負債	―	33	△0	△0	―	33
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	33	△0	△0	―	33
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
その他保険	―	―	―	―	―	―
既経過責任に係る保険負債	―	51	△0	△0	―	50
財物保険類似	―	―	―	―	―	―
自動車保険類似	―	51	△0	△0	―	50
賠償責任保険類似	―	―	―	―	―	―
不動産ローン保証保険	―	―	―	―	―	―
信用保険	―	―	―	―	―	―
その他保険	―	―	―	―	―	―

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

（単位：百万円）

感応度分析（単体ベース）								
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	202.4%	205.6%	199.2%	202.4%	202.4%	202.4%	202.3%	202.4%
適格資本の額	14,878	15,088	14,665	14,878	14,878	14,878	14,870	14,878
総資産	54,569	54,509	54,629	54,569	54,569	54,569	54,560	54,569
保険負債の額（MOCE を除く）	31,012	30,803	31,225	31,012	31,012	31,012	31,012	31,012
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	244	242	246	244	244	244	244	244
非保険負債の額	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125	4,125
純資産の額	19,186	19,338	19,031	19,186	19,186	19,186	19,178	19,186
所要資本の額	7,349	7,338	7,360	7,349	7,349	7,349	7,349	7,349
生命保険リスクの額	―	―	―	―	―	―	―	―
市場リスクの額	2,103	2,103	2,103	2,103	2,103	2,103	2,103	2,103

(注)シナリオ「豪ドル金利50ベーシス・ポイント上昇」および「豪ドル金利50ベーシス・ポイント下降」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満であるため、記載を省略しています。

適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

（1）子会社株式に係る特例手法の適用

該当事項はありません。

（2）現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、全ての保険契約を一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	1年	2年	3年	5年	10 年
日本円	一般バケット	1.210%	1.447%	1.576%	1.889%	2.490%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、事業費率、支払備金に関する前提は、直近の実績を反映しています。損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、直近の実績を反映しています。損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当事項はありません。

（3）所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

該当事項はありません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険によるプロテクションおよび復元保険料を考慮したリスク削減効果を反映しております。

c. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

当該手法の適用はありません。

d. 内部モデル手法の適用

当該手法の適用はありません。

e. 内部割引率手法の適用

当該手法の適用はありません。

(4)ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当事項はありません。

(5)ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者および単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しています。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいています。

検証責任者の選任にあたっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しています。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けています。